

カリキュラム等の 改善に係る提案

細 野 構 成 員

ご提出資料

追加の教育内容 専門基礎分野 人体の構造と機能について

・高齢者および競技者の生理学的特性・変化 1単位30時間

高齢者および競技者の生理学的特性・変化では「成長と発達」および「加齢と老化」を一連の人体の経年的な変化と捉え、一括して講義しても良いのではないか。競技者については運動訓練による身体の生理学的特性・変化を、構造的変化および機能的変化に分け、身体発達との関連で講義し、高齢者に関しては身体機能維持・改善における運動訓練の影響などを講義することとする。

追加の教育内容 専門基礎分野 疾病と傷害について

・柔道整復術の適応に関する知識

2単位30時間

柔道整復師の業務を遂行するに当たり、患者が訴える症状および疾患の所見については、柔道整復師の業務範囲内か整形外科医に付託すべき疾患であるかの境界が不明瞭なものが多く含まれている。これらの正確な鑑別に当たっては、それらに関する相当な知識・技術が必要であり、現在の教育内容で十分であるとは言い難い。一方、スポーツ現場での一般症候（脱水、痙攣、意識障害、・・・）については社会人としても必要な知識であり、医療人としては「常識」として一般臨床医学での講義が適切であると考えられる。また、ショックや重篤な外傷部については従前通り「外科学概論」で講義されることが適切であると考えられる。これらを考え合わせれば、現在、専門基礎分野で講義されている疾患の病態や検査所見に関する知識を活用して「柔道整復術の適否」という観点からの教育内容を加えることで、柔道整復師が業務を行うに当たって、対象となる運動器疾患が業務範囲にあるかどうかを適切に判断し、柔道整復術を適切に実施できる能力の基礎を身に付けられると考えられる。

追加の教育内容 専門基礎分野 保健医療福祉と柔道整復の理念について

- | | |
|-----------------|---------|
| ・医療経済の現状と保険の仕組み | 1単位15時間 |
| ・医療人としての倫理 | 1単位15時間 |

教育内容に関連する「保険の仕組み」については「衛生学・公衆衛生学」および「関係法規」、「職業倫理」については「衛生学・公衆衛生学」および「柔道整復の歴史」などで教授されているが、「医療経済の現状」、「療養費払い制度」、「受領委任制度」と「柔道整復に対する社会的責務」などの「医療人としての倫理」に関する講義を加えることで、前述の講義内容が有機的に結合され、医療経済の現状や保険制度を十分理解したうえで、社会の付託に耐えうる倫理感を持ち合わせた柔道整復師の養成が可能になると考える。

追加の教育内容 専門分野 基礎柔道整復学について

・外傷の保存療法(経過および治癒の判断) 1単位15時間

外傷の保存療法については柔道整復業務の根幹を成すものであり、「基礎柔道整復学」、「臨床柔道整復学」、「柔道整復実技」等で教授されているところであるが、外傷の経過および治癒判断に関する教授は十分でなく、これらの内容を教授することで柔道整復師が完結型の施術を行う場合に必要な能力を養成できると考える。

追加の教育内容 専門分野 臨床柔道整復学について

・物理療法機器の取り扱い	1単位15時間
・柔道整復術適否の臨床的判断	2単位30時間

・柔道整復領域で使用する物理療法機器の取り扱いおよび原理については「リハビリテーション医学」、「基礎柔道整復学」、「柔道整復実技」等で教授されているところであるが、これらの内容を教授することで、各科目で得た知識を統合することができ、さらには、新しい物理療法機器に関する知識を修得し、柔道整復業務で物理療法機器を適切に使用し治療効果を高めるための使用法についての知識も修得できると考える。

・専門基礎分野「疾病と傷害」の教育内容に「柔道整復術の適応に関する知識」に関する教育を加えるのに加えて、この教育内容を加えることにより専門基礎分野で得た病態や検査所見からの適否の判断に関する知識を活用しながら、客観的検査手法等を持たない柔道整復師が、臨床所見から判断して施術に適する損傷と、施術に適さない損傷とを的確に判断できる能力を獲得して、柔道整復術を安全に提供できる能力を修得できると考える。

追加の教育内容 専門分野 柔道整復実技について

・高齢者および競技者の外傷予防

1単位30時間

専門基礎分野「人体の構造と機能」の教育内容に「高齢者および競技者の生理的特徴・変化」に関する教育を加えるのに加えて、外傷予防技術に関する教育内容を加え、人体の構造と機能で得られた基礎知識を活用して、具体的な外傷予防に関する柔道整復師の手法を身に付けさせることで、柔道整復師への社会的要請の一つである高齢者および競技者の外傷予防に貢献可能となる柔道整復師を養成できると考える。

見直しの教育内容 専門基礎分野 疾病と傷害について

・一般臨床医学 疾病各論

1単位15時間

現在の85単位中、一般臨床医学では「診察概論」、「症候概論」、「疾病各論」の各内容が各1単位30時間、計3単位90時間で講義されることが想定されているが、柔道整復師の業務から考え内科的疾患に関する「疾病各論」の講義は不要ではないかと思われる。また、教科書の記載内容から「疾病各論」の講義時間は45時間程度が必要だと思われるが、見直しの時間は15時間として、残りの30時間は「症候概論」の講義を充実させ、柔道整復師の業務に必要な知識を習得させるべきではないか。

見直しの教育内容 専門基礎分野 保健医療福祉と柔道整復の理念について

・柔道整復の歴史

15時間

現在の85単位中には、「柔道整復の歴史」1単位30時間を講義することが想定されているが、「柔道整復の歴史」の中では「柔道整復師の歴史」と共に「職業倫理」等についての講義も含まれている。今回の改定案では「職業倫理」に関する講義を独立させることになり、「柔道整復の歴史」では純粹に「歴史」の講義を行えば良くなることから、単位数は残し講義時間数のみを見直し15時間とすることでよいのではないかと。

見直しの教育内容 専門分野 基礎柔道整復学について

・基礎柔道整復学

15時間

現在、多くの養成施設で85単位中に含まれる「基礎柔道整復学」の教育内容に骨、関節等運動器の構造と機能に関する講義を含めている。これらは、専門基礎分野での解剖学や生理学、運動学での運動器に関する講義が、担当する講師の専門性の問題から必ずしも柔道整復業務を遂行するに当たって十分マッチしていない実情に対して、柔道整復師である専任教員が、その経験を生かし必要な内容に関して解剖学等の講義を補完する意味で行っているものと考えられる。解剖学等の講義で柔道整復師が運動器の構造と機能に関する内容に限って講義を担当できるようにして、柔道整復業務に特化した専門性の高い知識を付与すれば、これらに関する講義時間270時間中の15時間程度を見直しても良いのではないか。

総単位数の引上げに伴う時間数の増減

教育分野	教育内容	現行単位数	新規単位数	追加及び見直し教育内容	摘要	追加		見直し	
						単位数	時間数	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14						
小計		14	14			0	0	0	0
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	14	高齢者及び競技者の生理的特性・変化	追加	1	30		
	疾病と傷害	12	13	柔道整復術の適応に関する知識	追加	2	30		
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7	9	医療経済の現状と保険の仕組み	追加	1	15		
				医療人としての倫理	追加	1	15		
	疾病と傷害			疾病各論(一般臨床医学)	見直し			1	15
保健医療福祉と柔道整復の理念			柔道整復の歴史	見直し				15	
小計		32	36			5	90	1	30
専門分野	基礎柔道整復学	9	10	外傷の保存療法(経過と治癒判断)	追加	1	15		
	臨床柔道整復学	14	17	物理療法の原理および器機	追加	1	15		
				柔道整復施術適否の臨床的判断	追加	2	30		
	柔道整復実技	15	16	高齢者及び競技者の外傷予防	追加	1	30		
	臨床実習	1	4	臨床実習・臨地実習	追加	3	135		
基礎柔道整復学			骨・関節等の構造と機能	見直し				15	
小計		39	47			8	225	0	15
総計		85	97			13	315	1	45
提案時間	2480+270=2750								

専任教員の教授範囲について

柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第33号医政局長通知)の5教員に関する事項(4)で、「指定規則別表第2専門基礎分野の項第3に掲げる者については、柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成12年文部省・厚生省令第4号)による改正前の指定規則別表第1専門基礎科目の項に規定する医学史および専門科目の項に規定する関係法規又は柔道のみ教授できること。」となっているところであるが、これを「指定規則別表第2専門基礎分野の項第3に掲げる者については、柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成12年文部省・厚生省令第4号)による改正前の指定規則別表第1専門基礎科目の項に規定する解剖学のうち運動器系の構造に関する事項、運動学のうち運動器の機能に関する事項、リハビリテーション医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項、医学史および専門科目の項に規定する関係法規又は柔道のみ教授できること。」として頂きたい。